

なぜ管理者はアルコール検査をしないのか？

分会は4月に「**管理者の皆さんもアルコール検査をしてください**」とかべ新聞で訴えた。また新幹線地本も「出勤時における心身状況確認方法の変更(アルコール検査器活用)」の申し入れを行った。幹鉄事は窓口回答という形だが、その回答は理解に苦しむ内容だった。以下、明らかにする。

【組合】動力車操縦者運転免許を取得し運転が出来る社員が運転士に指導添乗する場合、及び業務の為に便乗する際は、乗務員と同じ様に出勤時のアルコール検査を実施すること。

【会社回答】 そのような考えはない。出勤時にアルコール検知器を使用するのは、乗務が前提となる勤務の社員としている。

会社は「乗務が前提となる勤務の社員」というが、**添乗は乗務ではないの？**

まだある。会社は「**管理者は添乗指導により監督責任がある**」ことをボーナスカット裁判で弁論している。弁論した文言^{もんごん}を引用すると次の通りだ。

「新幹線運転取扱い実施基準規程」第8条において「列車又は車両を操縦する係員(中略)を監督する職にある者は、乗務前、列車又は車両の運転中その他適当なときに、運転上必要な事項について報告を求め又は指示を与える等適切な監督をしなければならない」と規定している。(4/17会社準備書面から)

「**運転士に対して運転中に報告を求め、指示を与え監督する**」という重責があるなら、なおさらアルコール検査が必要だろう。もしかして「**管理者のアルコール検査を拒むのは安全最優先より管理者を守る方を優先した**」という事か？